

旭市と事業者等との 包括連携協定に関するガイドライン

令和7年7月

旭市 企画政策課

※本ガイドラインは、社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて見直すものとする。

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	包括連携協定について・・・・・・・・	2
	(1)包括連携協定の定義	
	(2)包括連携協定に関する市の考え方	
	(3)包括連携協定のイメージ	
	(4)連携の要件等	
3	包括連携協定締結までの流れ・・・・・・・・	5
4	包括連携協定締結後の取り組み・・・・・・・・	6
	(1)連携事業の提案・実施について	
	(2)定例意見交換会等の開催について	
	(3)連携事業実施状況の把握について	
	(4)連携事業の公表について	

1 目的

人口減少やデジタル技術の進化など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、市民ニーズも日々多様化・複雑化しているなか、市単独で対応することが困難となり、企業や団体、大学など事業者等の協力が必要となっています。

本市では、これまでの取り組みに加え、令和 7 年 3 月に策定した「第 3 期旭市総合戦略」の重点プロジェクトとして、「市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進」を掲げ、行政・市民・事業者等の多様な主体がそれぞれの強みを生かし、協働のまちづくりを進めていくための仕掛けづくりを推進しています。

事業者等においても、社会・地域貢献活動(CSR^{注1})が普及し、企業利益と地域利益の共生(CSV^{注2})の考え方によるビジネスモデルが注目されるなか、2015 年国連サミットで提唱された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた貢献等が求められていることなどから、市と包括連携協定を締結している事業者等も増加傾向にあります。本市においても、令和 3 年 3 月時点の事業者数が 3 事業者となっていたところ、令和 7 年 3 月時点では 8 事業者と 4 年間で約 3 倍に増加しています。

このような状況を踏まえ、本ガイドラインは、今後とも市と多様な主体が連携・協働することで地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、包括連携協定の考え方や運用に関する基本的な事項について整理を行い、市と事業者等との共通認識を形成するため、策定するものです。

本ガイドラインにおける用語の定義

(1)事業者等

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

(2)協定事業者等

包括連携協定を締結した事業者等

(3)連携事業

事業者が地域課題の解決に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、市と協働で実施する事業。ただし、市が事業費を負担する事業は除く。

(注 1)CSR(Corporate Social Responsibility):企業が事業を行う上で、経済的な利益だけでなく、社会や環境に与える影響を考慮し、責任ある行動をとることを求める考え方。

(注 2)CSV(Creating Shared Value):企業が事業を通じて社会に貢献することで、同時に自社の利益も向上させ、社会価値と企業価値を両立させる経営戦略。

2 包括連携協定について

(1) 包括連携協定の定義

包括連携協定とは、特定分野での連携事業を実施するために締結する協定とは異なり、地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者等と、市の抱える地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上等に向け相互に協力していくことを確認し、多岐にわたる分野において継続的に連携事業を推進していくための協定です。

包括連携協定は、目指す将来都市像の実現や持続可能なまちづくり、社会課題解決や共通価値の創造に向けて締結するものであり、特定の事業者等の利益実現を目的とするものではありません。

なお、特定分野における連携に限定はされるものの、協定を締結することにより継続的に地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上等につながると判断できる場合には、個別協定を締結することが可能です。

《包括連携協定と個別協定について》

種 別	概 要	対応窓口	要 件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取り組みを行うための協定	企画政策課	本ガイドラインによる
個別協定 (特定分野)	個別具体的な事業を実施するために締結する協定 (例)災害時の応援協定など	担当課	本ガイドラインを参考に担当課にて判断

(2) 包括連携協定に関する市の考え方

市と事業者等が対等な立場で、双方が有する人的・物的資源を有効活用しながら、ノウハウや強みを生かした連携・協働により、複雑多様化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決等を図る観点から、包括連携協定の締結を推進します。

(3) 包括連携協定のイメージ



(4)連携の要件等

①事業者等及び連携事業の基準

【事業者等】

事業活動または公共活動を行う企業、法人その他の団体(国・地方公共団体を除く)であって、次のいずれにも該当するものとします。

- ・市との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進できること
- ・連携協定の必要性を理解し、賛同していること
- ・地域課題等の解決に向けて、市と協働で取り組む意欲があること
- ・市税等を完納していること
- ・法令等に違反する行為、またはこれに類する行為を行っていないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業またはこれに類する行為を行っていないこと
- ・暴力団や暴力団員と関係を有していないこと
- ・その他包括連携協定の対象としてふさわしいものであること

【連携事業】

地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上に向けて行うものであり、次の事項に係る連携事業を概ね3つ以上実施(予定含む)していることとします。

- (ア)健康増進に関すること
- (イ)高齢者福祉、障がい者福祉に関すること
- (ウ)子ども・子育て支援に関すること
- (エ)教育、文化及びスポーツの振興に関すること
- (オ)観光及び産業の振興に関すること
- (カ)地域経済活性化に関すること
- (キ)防災・減災に関すること
- (ク)安全・安心なまちづくりに関すること
- (ケ)地域医療に関すること
- (コ)環境保全に関すること
- (サ)人口減少対策に関すること
- (シ)人材育成に関すること
- (ス)DXの推進に関すること
- (セ)SDGsの推進に関すること
- (ソ)その他、市民サービスの向上に関すること

また、次のいずれにも該当するものとします。

- ・事業者等の直接的な営業または利益誘導を目的とするものではないこと
- ・政治活動または宗教活動を目的とするものではないこと
- ・人権侵害またはこれに類するおそれがないこと
- ・その他包括連携協定の対象としてふさわしいものであること

②費用負担

原則、市に費用負担は発生しないものとします。

また、協定書には、市の費用負担の発生の有無にかかわらず、費用負担の項目を必ず規定することとします。

※災害時における連携事業など、両者協議の上決定したものについてはこの限りではありません。その際は、協定書において市と事業者等との費用の負担区分を明記することとします。

③随意契約について

市が発注する業務について、包括連携協定を理由として、協定事業者等と随意契約を締結することはできません。

④有効期間

包括連携協定は、一過性の取り組みに向け締結するものではなく、目指す将来都市像の実現や持続可能なまちづくりに向け、中長期的に連携していくことを前提としています。

包括連携協定の有効期限は、原則として1年間または締結の日から翌年3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

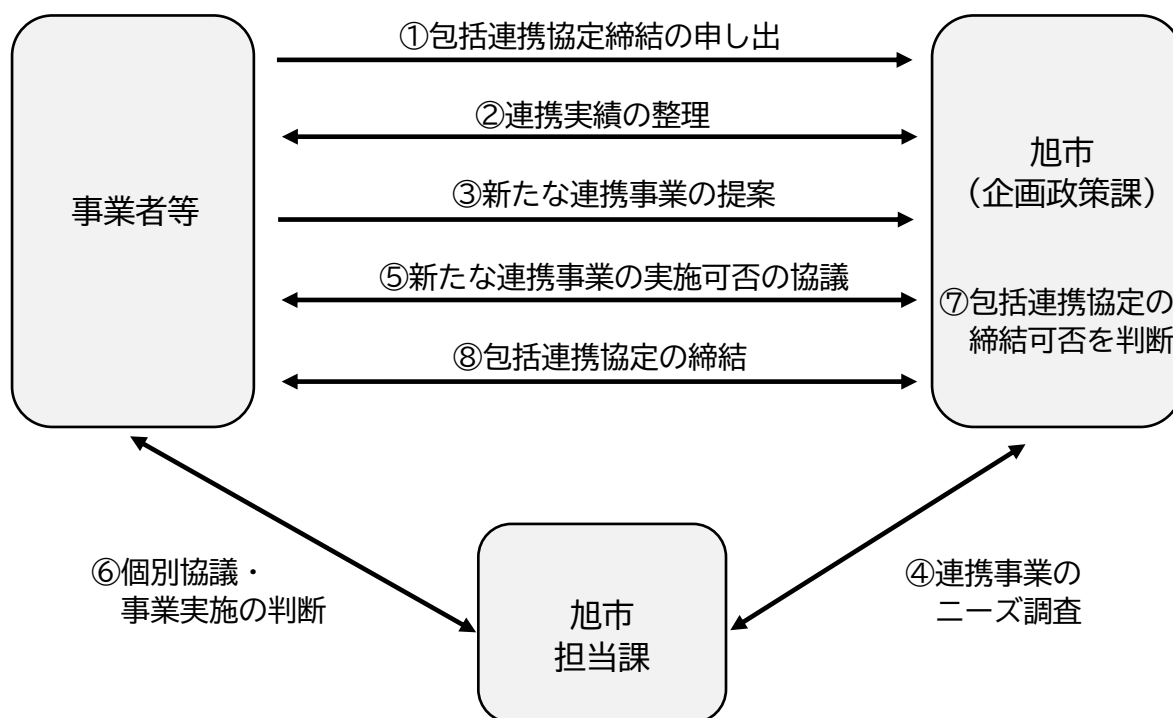
なお、具体的な期日については、両者協議の上、協定に定めることができます。

⑤解除

次の条件に合致した場合、包括連携協定の解除を検討します。

- ・2年以上連携実績がない。かつ、将来的にも連携可能性が低いと判断される場合
- ・①事業者等及び連携事業の基準(P3)を満たさなくなった場合
- ・事業者等が解散した場合

3 包括連携協定締結までの流れ



- ① 事業者等が、包括連携協定の要件を確認した上で、市(企画政策課)に協定の締結について申し出ます。市は、申し出を受け、内部で協議します。
※多数の分野において連携実績がある場合、市から申し出ることがあります。
 - ② 連携実績を整理します。
 - ③ 事業者等から市(企画政策課)に対して、新たな連携事業の提案を行います。
 - ④ 企画政策課から各担当課に対して、③の提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
 - ⑤ ④の調査の結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議を行います。
 - ⑥ ⑤の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者等と市(担当課)で必要に応じて個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
 - ⑦ 市において、上記の内容等を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について、市長が最終的な判断を行います。
 - ⑧ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定の内容を協議した上で、協定を締結します。
- ※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、市の担当課と事業者等で協議した上、必要に応じて個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

4 包括連携協定締結後の取り組み

(1) 連携事業の提案・実施について

包括連携協定締結後、事業者等との調整を踏まえ、連携事業を実施することになりますが、既に、具体的な実施時期や内容が決定している場合には、協定締結前であっても連携事業を実施することがあります。

実施に当たっては、一過性のものとならないよう事業の継続性に留意します。

事業の提案については、市・協定事業者それぞれに提案窓口となる担当者を設け、原則として双方の窓口担当者を通じて行うこととします。

市の提案窓口については、企画政策課 企画調整班とします。

市担当課において新たな連携事業の希望がある場合には、随時企画政策課にて受け付け、協定事業者に提案、もしくは市担当課に協定事業者の担当者連絡先等を共有します。また、協定事業者から新たな連携事業の提案がある場合にも、随時企画政策課にて受け付け、市担当課に提案、もしくは協定事業者に市担当課の連絡先等を共有します。

なお、事業が軌道に乗るまでは、企画政策課が伴走支援を行います。が、軌道に乗った際には、企画政策課を経由せず、各担当課と協定事業者の間で直接調整等を行うこととします。

(2) 定例意見交換会等の開催について

新たな連携事業の検討や既存事業の見直し、ブラッシュアップを目的に、市と協定事業者等との意見交換会を最低年 1 回は行うことを基本とします（意見交換は、担当者の入れ替えを見据え、毎年第 1 四半期に行うことが望ましい）。

また、複数の協定事業者等が一堂に会し、情報交換を行うことで、事業者同士の横のつながりが構築され、複数の事業者の特性を生かした連携事業の実現が期待されるため、市は、合同での意見交換会の開催を検討するとともに、協定事業者等に参加を要請することができるものとします。

(3) 連携事業実施状況の把握について

市と事業者等との連携状況を把握するため、各担当課に実施状況の共有を求めます。その取りまとめ結果については、今後の連携事業の更なる展開を見据え、庁内各課にフィードバックを行います。

(4) 連携事業の公表について

事業者等との連携により実施した事業等については、広報紙・ホームページ・SNS 等で積極的に公表し、市民等への PR を行うことで、事業者等による社会・地域貢献活動(CSR)の更なる推進を図ります。